

### 1 3 3 回国際研修

平成18年5月15日(月)から同年6月23日(金)まで

1 研修の主要課題は、「性犯罪者に対する効果的な処遇及び再犯防止策」です。

性犯罪には様々な形態があり、その定義や処罰の規定についても各国によって異なっており、性犯罪者に対する処遇の形態も国によって様々です。こうした中で、各国の性犯罪の状況や法制度等に応じて、刑事司法の各段階において、様々な形で性犯罪防止のための取り組みがなされてきています。特に、性犯罪者に対する更生及び社会への再統合のための処遇については、約20年前から西欧諸国等において再犯防止のための先進的な実務が導入され始め、今日では、こうした実務の実証的な評価研究も活発に行われています。

まず、裁判によって有罪となった性犯罪者に対する刑務所等の矯正施設における処遇に関しては、従来から実施されている職業訓練、カウンセリング等の社会復帰に向けた基本的な処遇に加えて、最新の行動科学的又は医学的な知見に基づいた様々な処遇プログラムが開発され、実施されています。これらのプログラムの内容は、例えば、条件付け技法を用いた行動療法、抗男性ホルモン剤投与や外科的去勢等の医学的治療、認知行動療法や再発防止処遇（リラプス・プリベンション）を用いた集団プログラム等であり、プログラムへの参加者を他の犯罪者とは隔離し、専門の施設において、集中的かつ効率的な処遇を実施している例もあります。

一方、有罪となったが拘禁施設に送致されなかった性犯罪者や、施設から出所後の性犯罪者に対するコミュニティにおける処遇に関しても、矯正施設において実施されているのと同様の認知行動療法を基礎とする集団プログラムや、長期間の保護観察等が実施されています。また、再犯防止のための措置についても、保護観察対象者に対する電子監視制度、性犯罪者登録制度、DNAデータバンク、裁判所による命令によって加害者等に対して一定の条件が設定される善行保証命令（ピースボンド）等、多様な制度が構築され、これらに沿った実務が展開されています。

これらの多様なプログラムの効果及び効率性を担保するためには、そのプログラムの内容が、参加する性犯罪者固有の問題性に焦点を当てたプログラムであることが前提となります。既述のとおり、国によって性犯罪の定義は必ずしも一様でなく、また、同種の犯罪に至った者であっても、その問題性は個々に異なっていることから、これらの処遇を効果的・効率的に実施するためには、個々の犯罪者のリスク及びニーズについての実証的・的確なアセスメントを実施し、その問題性に即した処遇を実施する必要があります。こうした詳細なアセスメントについても、既に実践が積み重ねられており、それらについての検証も進められてきているところです。

このような各国の経験及び実務については、その適用可能性、継続可能性、費用対効果等

の観点から再検討することによって、今後の実務の発展及び改善のために有用な知見として蓄積し、各国における今後の性犯罪者対策の改善・発展に反映させていくことができると考えられます。

ところで、性犯罪に関する効果的な対応策を検討するに当たっては、犯罪予防活動から犯罪捜査・訴追・裁判・犯罪者の社会復帰に至る各段階において、効果的な対応策を統合的に検討することが重要です。例えば、性的動機に基づくストーカー行為や児童に対する性的行為の規制及び処罰等、性犯罪の処罰の在り方、再犯のおそれとその程度に応じた量刑の確保、処分の多様化等が検討の対象となります。また、こうしたプログラムや制度の実施にあたり、性犯罪の予防のみに重点を置いた場合には、結果として処遇への参加者や再犯防止措置の対象者の円滑な社会への再統合の妨げとなったり、彼らの人権を制限したりする危険性があります。さらに、刑事司法プロセスにおける性犯罪被害者に対する配慮も重要な課題の一つです。こうした点にも十分に配慮し、慎重な議論が必要です。

さて、国連を始めとする国際機関のこうした問題への対応としては、まず「女性に対する暴力」に関する取り組みがあります。1993年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会において採択されたのに続き、1995年の北京における第4回世界女性会議で採択された行動綱領では、「女性に対する暴力」が重大問題領域の一つに位置づけられ、「戦略目標」の一つとして「女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策をとること」が取り上げられ、これに向けて加盟各国政府等が取るべき行動が具体的に示されています。

また、犯罪者への処遇に関する国連による様々な決議、宣言、基準及び行動指針等についても留意する必要があります。矯正施設等における処遇については、1955年ジュネーブで開催された犯罪予防及び犯罪者処遇に関する国際連合第1回会議において採択された「被拘禁者処遇最低基準規則」を始めとして、被拘禁者の施設内処遇に関する様々な基準・規則が示されており、既に各国においてその履行及び充足に向けて努力がなされているところです。同様に、少年犯罪者に対しては、1985年に国連総会において採択された「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）」に、そして、社会内処遇に関しては、1990年に同じく国連総会において採択された「非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）」に、それぞれガイドライン及び基準が示されています。性犯罪者の処遇について議論する際にも、こうした国連基準・規則に十分留意する必要があります。

以上の趣旨を踏まえ、国連の犯罪予防及び犯罪者処遇に関する地域研修所の一つである本研修所は、研修員に対して、各国における性犯罪の動向、性犯罪者に対する処罰の状況、性犯罪防止施策及び性犯罪者に対する処遇プログラムの現状並びに当面する課題について相互に学ぶ機会を与えるとともに、刑事司法過程の各段階において、性犯罪を可能な限り防止し、効果的な処遇プログラムを提供することによって性犯罪者の社会への再統合を促進するために必要かつ有効な方策を検討する機会を提供することを目的として行われました。

研修の具体的な検討課題は以下のとおりです。

各国の性犯罪の現状及びそれに対する既存の処遇制度の検証・分析

- ア 性犯罪及び関連犯罪の現状
- イ 性犯罪者に対する処罰及び処遇等に関する法制度
- ウ 性犯罪防止制度及び性犯罪者処遇制度

各国が性犯罪防止や性犯罪者に対する処罰・処遇に関して実務上直面している問題点及び今後の課題の同定

- ア 捜査・公判実務（法制度，処罰規定を含む）
- イ 矯正施設等における処遇プログラム
- ウ 社会内における処遇プログラム及びスーパービジョン
- エ 予防活動，再犯防止のための施策
- オ 関係諸機関との連携

刑事司法制度の各段階におけるより効果的な性犯罪再犯防止に資する処遇の在り方及び性犯罪防止対策についての検討

- ア 有用な実務や関連する実証的研究の知見の同定
- イ 刑事司法制度の各段階における効果的な性犯罪者処遇対策
- ウ 統合的な性犯罪者処遇モデル構築のための機関間連携
- エ 自国において適用可能な性犯罪者処遇モデル
- オ 国際的な協力の可能性

## 2 客員専門家による講義の概要（講義日程順・肩書きは講義当時のもの）

### （１） ウィリアム・L・マーシャル氏（Dr. William L. Marshall）

カナダ ロックウッド精神局研究員

講義テーマ

「性犯罪者に対する処遇とその効果」

### （２） J・R・ミュラー・イスベルナー氏（Dr. J. Rüdiger Müller-Isberner）

ドイツ ハイナ司法精神病院院長

講義テーマ

「精神障害を持つ犯罪者のケアにおける包括的アプローチの必要性」

「精神障害を持つ犯罪者の分類とタイプ別アプローチ」

### （３） デビッド・ミドルトン氏（Mr. David Middleton）

イギリス イギリス内務省国家犯罪管理局性犯罪者対策プログラム主任

講義テーマ

「イングランドとウェールズにおける性犯罪者のアセスメントと処遇」

「イングランドとウェールズにおける性犯罪者の登録義務」

(4) B・N・チャトラジ氏 (Dr. B. N. Chattoraj)

インド 内務省国立犯罪学・犯罪科学研究所主任教授

講義テーマ

「インドにおける性犯罪とその防止および抑制手段」

### 3 研修員名簿（所属は当時のもの）

アルバニア	ティラナ警察 犯罪・薬物 専門官
アンティグアバーブーダ	社会変革省 福祉局 保護部長
ベリーズ	ベリーズ警察庁 警部
フィジー	フィジー刑務局 総務部 管理官
ギニア	ラトマ中央管区 警察本部 警視
ホンジュラス	犯罪捜査長官府 犯罪捜査官
インドネシア	検事総長府 法律局 外事課 係長
マレーシア	クアラルンプール警察 特別事件課 課長（警視補）
ミャンマー	検事総長府 起訴部 副部長
タイ	医療刑務所 看護師
ウルグアイ	モンテビデオ警察本部 第7地区 係長
イエメン	組織犯罪・テロ対策部 情報班 係長
ジンバブエ	ジンバブエ警察 被害者対策室コーディネーター
日本	貴船原少女苑 統括専門官
日本	東京地方裁判所 判事補
日本	大阪地方検察庁 検事
日本	筑紫少女苑 統括専門官
日本	名古屋保護観察所 保護観察官
日本	東京地方検察庁 検事
日本	東京家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官
日本	東京地方裁判所 判事補
日本	熊本保護観察所 保護観察官

### オブザーバー（自国政府の出費により参加した者）

香港	沙咀勞教院 院長
韓国	ソウル拘置所 監査官